

## 会議録（１）

会議の名称	令和元年度第1回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和元年8月9日（金） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時44分
開催場所	飯能市役所 本庁舎別館会議室2・3
議長氏名	内沼 正實
出席委員	内沼 正實 山影 祥子 吉田 勝紀 中村 光子 小島 啓子 新井 安典 増島 宏徳 土屋 崇 小川 晃男 加藤 秀男 島田 利二 浅見 春江 高野 正義
欠席委員	福島 毅 前田 悦子
説明者の職氏名	健康福祉部長 田中 雅夫 保険年金課長 渡邊 由起子 医療政策室長 生井 隆 保険年金課主幹 加藤 かおり 保険年金課主幹 石井 利和 南高麗診療所事務長 大澤 淳一 名栗診療所事務長 渡邊 倫生 健康づくり支援課主査 小檜山 賢一
傍聴者の数	3人
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長 田中 雅夫 保険年金課長 渡邊 由起子 医療政策室長 生井 隆 保険年金課主幹 加藤 かおり 保険年金課主幹 石井 利和 南高麗診療所事務長 大澤 淳一 名栗診療所事務長 渡邊 倫生 健康づくり支援課主査 小檜山 賢一 医療政策室主査 中 貴秀 保険年金課主査 榎田 朋弘

## 会議録（２）

### 議事録の概要（経過）・決定事項

#### ○協議事項

- (1) 平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
  - (2) 令和 2 年度飯能市国民健康保険税について
- を審議し、すべて原案のとおり承認することになった。

#### ○その他

- ・前会長辞任に伴い、三号委員の互選により、内沼正實委員が会長となり、会長の指名により島田利二委員が会長職務代理者となった。

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第1回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長職務代理からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>（会長職務代理あいさつ）</p>
保険年金課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、大久保飯能市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>（市長あいさつ）</p>
保険年金課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長はこの後、他の公務がありますのでここで退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（市長退席）</p>
保険年金課主幹	<p>続きまして、会長及び会長職務代理者の選挙をお願いしたいと思います。国民健康保険法施行令第5条により、会長は公益を代表する3号委員の中から選挙することになっております。</p> <p>会長が決まるまでの間、健康福祉部長に座長を務めていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
保険年金課主幹	<p>ご異議なしということなので、田中部長よろしく願いいたします。</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
健康福祉部長	<p>それではしばらくの間、座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>会長及び会長職務代理者を3号委員の中から選挙することになっております。3号委員の皆様におかれましては、別室にて協議をいただきたいと思ひます。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">（部長、課長、3号委員は別室に移動し、協議）</p>
健康福祉部長	<p>再開します。</p> <p>ただ今、3号委員におかれましては、別室で互選が行われました。結果については、保険年金課長から申し上げます。</p>
保険年金課長	<p>協議結果について報告します。</p> <p>会長は内沼委員、会長職務代理者は島田委員となりました。以上でございます。</p>
健康福祉部長	<p>ただ今の発表のとおり、お二人に会長及び会長職務代理者をお願いするということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
健康福祉部長	<p>異議なしということですので、会長に内沼委員、会長職務代理者に島田委員と決定させていただきます。</p> <p>以上で、座長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
保険年金課主幹	<p>それでは、内沼会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p style="text-align: center;">（会長あいさつ）</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、島田会長職務代理者からあいさつをお願いします。</p>
会長職務代理者	<p>（会長職務代理者あいさつ）</p>
保険年金課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは最初に、傍聴の申し出がございましたので、傍聴の許可について皆様にお諮りいただきたいと思います。会長お願いいたします。</p>
会長	<p>お諮りいたします。傍聴の許可及び資料の閲覧について、許可することとしてよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
会長	<p>ご異議なしということですので、入室を許可します。</p>
保険年金課主幹	<p>傍聴人の入室をお願いします。皆様、少々お待ちください。</p> <p style="text-align: center;">（傍聴人入室）</p>
保険年金課主幹	<p>傍聴人の方へのお願いです。審議会等の公開につきましては、飯能市審議会等の公開に関する指針により、会議資料は、閲覧となりますので、ご了承ください。途中退室時、または会議終了の退室時は、資料を置いての退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>規則にしたがいまして、会長に議長となつていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、協議事項に入ります。</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>はじめに、「平成30年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」を議題といたします。</p> <p>勘定が分かれておりますので、事業勘定から協議いたします。</p> <p>採決は、最後にまとめて、一括でいたします。</p> <p>それでは、事業勘定について、事務局の説明を求めます。</p>
保険年金課長	(別紙により説明)
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>
委員	<p>平成30年度一般会計繰入金の法定外繰入金が2億600万円とのことですが、赤字補てんの一般会計からの繰入金については、財政計画の中で何か目標等が定められていれば教えてください。</p>
健康福祉部長	<p>お質しの財政健全化計画の中での法定外繰入金の位置づけにつきまして、平成27年度から平成29年度の財政健全化計画では年平均2億7,000万円以下に削減することを目指しておりました。</p> <p>平成30年度からは、国民健康保険が広域化され、県から示された国民健康保険事業費納付金の額を納めるということになりました。法定外の繰入金をいくらにするかというのは、県から示される国民健康保険事業費納付金の金額がどのくらいになるかによりますので、現在、財政健全化計画は策定しておりません。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
会長	<p>質疑がないようですので、次に、各診療所勘定について、事務局の説明を求めます。</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
医療政策室長	(別紙により説明)
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	名栗診療所勘定の決算の概要の説明で、2行目に平成30年度は保険診療の患者数は増加しましたとありますが、4ページの名栗診療所患者数の推移で平成30年度は患者数が減少しています。これはどういった取り扱いなのでしょう。
医療政策室長	決算の概要で記載しておりますのは保険診療の患者数で、健康保険を使った患者数になります。4ページの患者数につきましては、健診や予防接種など自費分を含めた全ての患者数になっております。4ページに延べ患者数4,413人と記載がありますが、保険診療の患者数はこれより少ない数になります。
会長	他に質疑はございますか。
委員	南高麗診療所勘定の1ページで、平成30年度の外来患者数は前年度比711人減となっております。大幅に外来患者数が減った要因をお伺いします。
医療政策室長	地域の人口減少に伴い保険診療の患者数も減っておりますが、特に大きかったのが予防接種の減少です。平成29年度は駿河台大学の集団予防接種を受託できましたが、平成30年度は受託できなかったため、予防接種の数が大きく減少した状況でございます。
会長	他に質疑はございますか。  (質疑なし)

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>質疑がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>「平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認し、市長に答申することといたします。</p> <p>それでは、次の協議事項に入ります。</p> <p>「令和 2 年度飯能市国民健康保険税について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
保険年金課長	<p style="text-align: center;">（別紙により説明）</p>
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
会長	<p>質疑が無いようですので、「令和 2 年度飯能市国民健康保険税について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「令和 2 年度 飯能市国民健康保険税について」は、原案のとおり承認し、市長に答申することといたします。</p> <p>本日の協議事項は、以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>



## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、次第の「6 報告事項」に移らせていただきます。保険年金課長から「専決処分（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」、「飯能市国民健康保険の保健事業について」をご報告させていただきます。</p>
保険年金課長	<p>（別紙により説明）</p>
保険年金課主幹	<p>委員の皆様から何かご質問等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
保険年金課主幹	<p>次に、次第の「6 その他」として、事務局から1点ご報告させていただきます。</p> <p>次回の会議は12月19日、木曜日、午後1時30分から開催いたします。会議のご案内は、改めて郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事は以上となります。以上で協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（閉会）</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p style="text-align: center;">令和    年    月    日</p> <p style="text-align: center;">議長の署名    _____</p>	

# 令和元年度 第1回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

## 協議事項（1）

### 平成30年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（事業勘定分）

保険年金課長の渡邊です。

それでは、私からは、平成30年度決算のうち事業勘定分についてご説明させていただきます。  
青のインデックス1の資料に基づいてご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。決算額の推移です。

上の表の左側は歳入合計額で、右側は歳出合計額です。表の一番上が、平成30年度決算となります。

この表は、平成21年度からのデータを載せており、それをグラフにすると下のようになります。歳入も歳出も、平成27年度までは毎年右肩上がりに増えていましたが、平成28年度から減っております。平成30年度からは、広域化により、県が財政運営の責任主体となったことにより、それまでの国からの補助金などが県に交付されることになるなど、今まで市の会計で扱っていたものの一部が県に移ったことにより、会計規模が縮小され、平成29年度より大幅に減少しています。

次の2ページをお願いいたします。決算の概要になります。歳入は、1款から9款まであります。主なものをご説明します。まず、ページの一番上をご覧ください。

1款の国民健康保険税です。平成30年度の決算額は、17億7,569万7,601円でした。前年度対比ではマイナス6,305万2,607円で、3.4%の減となりました。

なお、現年課税分の収納率は94.7%と、納税に対する市民の皆さんのご理解などもありまして、前年度より0.3ポイント上昇しました。

決算額が、前年度より落ちた最も大きな理由は、加入者の減少によると考えております。

国民健康保険加入者が減少した理由は、75歳になると、国民健康保険や社会保険に加入している人は、後期高齢者医療制度に移行するためと考えられます。（30年度 約1,000人）

参考までに、平成30年度の国民健康保険加入者は、前年度に比べて年度末では749人（29年度20,728人→30年度19,979人）、年度平均では702人（29年度21,230人→30年度20,528人）

減少しています。一方で、後期高齢者医療の加入者は年度末対比では、561人（29年度10,751人→30年度11,312人）増えています。

次に4款の県補助金です。平成30年度の決算額は、61億5,479万9,476円でした。前年度に比べて、約56億3,500万円増えています。これは、広域化により、新たに保険給付費等交付金等が交付されたことによるものです。

保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、歳出の保険給付費に要する費用に対する交付金で、約60億660万円交付されました。また、特別交付金は、国が都道府県や市町村の取り組みに対して交付するもので、約1億4,800万円交付されました。これは、特定健康診査の取り組みや、糖尿病等の重症化予防、加入者への適正受診、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費の適正化や、収納率の向上など、保険者としての取り組みや努力を評価し、交付されるものです。

次に、6款の繰入金です。これについては別に図がありますので、恐れ入りますが4ページをお願いいたします。繰入金は大きく2つに分かれておりまして、それが、一般会計繰入金と基金繰入金になります。まず、一般会計繰入金とは、市民税などの市民全員に係る市の一般的な事業の会計から、国民健康保険の会計に入れたお金のことです。一般会計繰入金は、さらに2つに分かれまして、それが法定繰入金と法定外繰入金になります。法定繰入金とは、文字通り法律で一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務付けられているもののことです。その理由ですが、例えば、一番左の保険基盤安定繰入金は、国民健康保険は低所得者が多いため、一定の基準に基づき、一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務づけられたものです。このように、法律で認められている法定繰入金があります。それでも足りないために財源不足を補てんする、いわゆる赤字補てん分として入れているのが、法定外繰入金である、その他一般会計繰入金というもので、平成30年度は2億600万円の法定外繰り入れを行いました。それから、右側の基金繰入金の基金とは、別にとってある貯金のようなものです。平成30年度は、この基金から8,722万3,000円を繰り入れて使ったということになります。一番右の合計では、全部で約6億4,900万円繰り入れたことがお分かりになると思います。この額が6款の繰入金の決算額になっていますので、先ほどの2ページにお戻りください。6款繰入金の説明は以上となります。

次に3ページをお願いいたします。歳出の概要になります。歳出は1款から7款までありますが、主なものをご説明します。まず、2款の保険給付費をお願いします。決算額は、60億

1,231万5,207円でした。これは、歳出の中心である医療費の支出です。医療費の伸び率については、前年度対比0.3%の減となりました。国民健康保険の加入者は、前年度より3.6%減少しておりますが、医療費は0.3%しか減っておりません。理由としては、1人当たりの医療費が前年度より増えたことによるものと考えられます。引き続き、特定健康診査の受診率の向上やジェネリック医薬品の使用促進など、医療費の適正化に努めてまいります。

なお、この2款の保険給付費に要した費用は、歳入の4款の普通交付金として交付されています。

次に、3款国民健康保険事業費納付金ですが、県が各市町村に交付する保険給付費等交付金に要する費用や、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるために、各年度ごとに、県が算定した納付金額を、市町村が支出するものです。医療給付費分納付金を約15億3,050万円、後期高齢者支援金等分納付金を約5億6,440万円、介護納付金分納付金を約1億9,540万円支出しました。

次に、5款の保健事業費です。主な内容は、特定健康診査の実施や、人間ドックへの補助です。特定健康診査の受診者は5,766人(+101人)でした。また、人間ドックの受検者は1,359人(△91人)でした。平成30年度の特定健康診査の受診率については、秋ごろに確定となるため、まだ公表されておきませんが、県内上位の受診率になるものと考えています。これは、市民のご理解はもちろんです。医師会をはじめ、委員の皆様のお力によるものと大変感謝をしております。改めて、お礼申し上げます。ありがとうございます。

次に、6款の基金積立金です。約2億3,270万円を積み立てました。これにより、平成30年度末の残高は、約2億9,550万円となりました。

次に、7款の諸支出金です。主な内容は、国や県に対して、前年度にもらい過ぎた補助金などを返還する費用です。決算額は1億6,646万6,062円でした。3ページは以上です。

次に、5ページをお願いいたします。これは、先程の歳入の構成を円グラフにしたものです。イメージとしてご覧いただければと思います。国民健康保険事業とは、加入者の皆様からの国民健康保険税のほか、県支出金や繰入金などの歳入によって運営していることがお分かりいただ

けると思います。

広域化により、県から保険給付費等交付金等が交付されることになり、歳入の約7割を占めています。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは歳出の円グラフです。国民健康保険特別会計の中心は保険給付費で、全体の約7割となっており、そのほかに、国民健康保険事業費納付金が約2割5分となっています。

次に、7ページをお願いいたします。こちらは、歳入の国民健康保険税と歳出の保険給付費だけを再度掲載してその推移を載せました。国民健康保険税は下の図の短い方の棒グラフですが、平成21年度以降、20億円以上で推移していましたが、平成28年度からは20億円を切り、落ち込みが少し大きくなっています。一方、保険給付費は、長い棒グラフの方ですが、平成21年度に約54.5億円だったのが、平成26年度及び平成27年度には63億円となり、平成28年度は約61億6,000万円、平成29年度、30年度は約60億円となっています。平成30年度は、保険税が前年度比3.4%減少したのに対し、保険給付費は0.3%の減少にとどまっています。

8ページから10ページは、データ集ですので省略させていただきます。

まとめますと、国民健康保険特別会計事業勘定は、厳しい財政状況となっておりますが、国民健康保険税の収納率は年々上がっており、また、特定健診の受診率についても、平成25年度から29年度まで5年連続県内40市で1位となっております。ジェネリック医薬品の利用率についても、県内でも上位となっております。このような成果は、市民の皆様の国民健康保険に対するご理解と、医療機関の皆様のご協力があるからこそでございます。

平成30年度から国民健康保険制度は広域化となり、都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、市は保険税率の決定や、賦課・徴収、保険給付そして保健事業を行うことには変わりはありませんので、市といたしましても、今後も国民健康保険会計が長期的に安定しますよう、収支両面からの取り組みに全力を尽くしてまいりますので、引き続き委員の皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業勘定における平成30年度決算の状況は以上です。

## 協議事項（2）

### 令和2年度飯能市国民健康保険税について

令和2年度飯能市国民健康保険税についてご説明申し上げます。

青のインデックス4をご覧ください。

令和2年度の飯能市国民健康保険税について、現在のところ、改正方針に変更はありません。

賦課方式については、現在と同じ4方式、賦課限度額は、地方税法で定める額まで引き上げることとします。

なお、税率等の改正については、令和2年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定結果が令和元年11月下旬に示される予定ですので、次回の会議でお諮りしたいと考えます。

説明は以上です。

## 報告事項（1）

### 専決処分の承認を求めることについて（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告事項（1）につきまして、ご説明させていただきます。赤のインデックス1をお願いいたします。こちらは、報告事項1の「専決処分の承認を求めることについて（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の概要」になります。

本件は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、本市においても飯能市国民健康保険税条例の一部を改正し、同様の措置をとる必要が生じたため、緊急を要したので平成31年3月29日に専決処分をしたものです。

国民健康保険税には、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つの軽減がありますが、このうち、5割軽減及び2割軽減を拡大するものでございます。

軽減の拡大は、ここ数年続けて実施されています。

令和元年6月議会で承認をいただきましたことをご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

## 報告事項（2）

### 飯能市国民健康保険の保健事業について

報告事項（2）につきまして、ご説明させていただきます。赤のインデックス2をお願いいたします。

なお、平成30年度保健事業の評価について、特定健康診査や特定保健指導の結果がまだ公表されていないことや、今後、埼玉県国民健康保険団体連合会から助言を受けるため、多少修正する可能性があることをご承知おきください。

保険年金課、健康づくり支援課の事業について、私からまとめてご説明させていただきます。はじめに、特定健康診査事業です。

特定健康診査事業は、特定健康診査事業、受診勧奨通知事業、電話勧奨事業、特定健康診査情報提供事業、そして、2ページの特定健康診査受診促進事業（広報・PR事業）となります。

1ページの一番上の特定健康診査事業の実施状況の欄をご覧ください。平成30年度は本年7月末現在で受診率は46.2%となっています。前年同月と比較すると約2.6%の減で、約400人ほど少なくなっています。平成30年度に受診した人の結果が令和元年度になって提出されることもあるため、平成30年度の最終的な受診率は11月頃公表となります。

医療機関や関係団体等にご協力いただき、連携して実施していることで、受診者の数は、前年度と同程度になっていますが、受診率につきましては、1年間国保加入者でなければカウントされないため、多少低下すると見込まれます。次年度への課題としては、更なる受診率の向上のため、全年齢階層への、より効果的な周知方法を検討する必要があると考えます。

2つ目の受診勧奨通知事業は、未受診者に個別の勧奨はがきを発送し、3つ目の電話勧奨事業は、未受診者に電話で受診勧奨をする事業です。特定健康診査の受診率と同様に、成果は挙げられたと思いますが、より効果的な勧奨方法を検討していきたいと考えます。

1ページの一番下の特定健康診査診療情報提供事業は、国民健康保険の加入者のうち、特定健康診査以外の健診を受けた人や、生活習慣病で医療機関受診中の人から、健診や検査結果の提供を受けるものですが、平成30年度は670件の提供を受けました。いるま野農協や商工会議所等と連携したり、被保険者に直接、情報提供をいただいたことによるものです。引き続き、提供を得られるように努めてまいります。



2 ページの特定健康診査受診促進事業は、広報やホームページ、ポスター、健康まつりなどにより周知を図りました。

続きまして、特定保健指導事業です。

特定保健指導事業は、特定保健指導と特定保健指導実施率向上事業となります。

特定保健指導では、利用者本人の健康状況に応じた保健指導を半年間行っています。平成 30 年度の利用者については、保健指導前の健診結果と保健指導後の健診結果で比較し、動機づけ支援では 67 人中 28 人が改善し、積極的支援では 5 人中 3 人に改善が見られました。引き続き、利用者本人の健康状況に応じた保健指導を行ってまいります。

特定保健指導実施率向上事業では、電話、通知による勧奨に加え、訪問専門の保健師が、訪問による勧奨や保健指導を行った結果、平成 30 年度は 14～15%程度の実施率となる見込みです。一定の成果が上がっていますので、今後、より効果的に実施していきたいと考えています。

3 ページをご覧ください。

3 ページの上段にあります糖尿病性腎症重症化予防事業は、県内市町村による共同事業として、人工透析への移行を防止するため、未受診者や受診中断者の医療機関受診勧奨や、保健指導を行う事業です。受診勧奨は 60 人、保健指導は 6 人でした。県全体の結果からは、保健指導を行うことによる効果として、ヘモグロビン A1c の値に改善がみられております。

3 ページの下段にあります生活習慣病対策事業では、血糖値改善教室を行いました。25 名の募集に対して、17 名の参加となり、参加者全員の検査値が改善しました。案内通知の見直しや、勧奨対象者を若年層まで広げましたが、残念ながら、参加者は平成 29 年度と変わりませんでしたので、引き続き、個別勧奨の実施や案内通知を見直して、利用者が増加するよう努めてまいります。

4 ページをご覧ください。

医療費適正化事業については、ジェネリック医薬品差額通知発送、ジェネリック医薬品利用促進、医療費通知、重複・頻回受診者訪問事業となります。

ジェネリック医薬品差額通知発送は、年 3 回 1,047 通発送しました。削減効果 300 円以上の人を対象として、効果額は 109 万 4,965 円となりました。

次に、ジェネリック医薬品利用促進は、アウトカム（事業成果）の欄をご覧ください。

数量シェアで 73.3%から 78.4%となり、前年度より 5.1 ポイント上昇しました。

医療費通知は、年6回、60,312通発送しました。

重複・頻回受診者訪問事業は、看護師が訪問等により医療機関受診状況の確認や健康に関する相談をする事業で、対象者101人のうち、27人の指導を行いました。

また、平成30年度に新たに、5ページの重複服薬適正化事業と柔道整復療養費に対する調査の事業を開始しました。

続きまして、赤のインデックス3をご覧ください。

令和元年度の保健事業の事業内容、評価目標についてまとめたものがございます。

事業ごとに平成30年度の課題等を分析し、見直しを加えながら事業を実施してまいりたいと考えております。どうぞ今年度も各事業へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、インデックス2、3につきましては、埼玉県国保連合会にも内容について指導、助言をお願いしておりますので、指導がありました箇所は、今後修正を加えさせていただきますので、ご了承ください。

また、委員の皆様にも、お気づきの点がございましたら、ご意見をいただきたく、よろしくお願いいたします。

説明は、以上となります。

# 令和元年度 第1回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

## 協議事項（1）

### 平成30年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について （南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定分）

医療政策室長の生井です。よろしく申し上げます。

それでは、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定の決算につきまして、説明させていただきます。

初めに、南高麗診療所勘定から説明させていただきます。

資料は、青のインデックスの2の1ページ目をご覧ください。

まずは、概要についてでございます。

南高麗診療所は、地域の人口が減少しており、患者数も減少傾向にあります。そのような中で、訪問診療、往診、各種健診、インフルエンザ等の予防接種に取り組むことにより、患者サービスの向上と経営改善を目指すとともに、地域に密着した診療所経営を行いました。

平成30年度の外来患者数は、前年度比711人減の5,458人でした。

次に、収入でございます。平成30年度の収入の合計は7,073万7,039円であり、平成29年度と比較しまして14.3%の減額となっております。内訳としまして、外来収入とその他の診療収入を合わせた診療収入が4,423万8,044円で、往診や訪問診療に係る自動車使用料と診断書料などの使用料及び手数料が23万5,546円でございます。繰入金における一般会計繰入金、1,950万5,000円は、一般会計からの補てんでございます。繰越金は前年度の繰越金でございます。

収入については以上でございます。

続きまして、2ページをご覧ください、支出でございます。支出の合計は、6,710万5,942円でございます。総務費の合計が4,042万1,849円であり、医師、看護師、事務長、各1名の正規職員の人件費のほか、施設の維持、管理運営に必要な光熱水費などの需用費、建物警備などの委託料、診療所等の土地借上げ料などの使用料及び賃借料が主な支出となっております。

次に医業費でございます。報酬及び共済費は、非常勤の医師、看護師、事務員の人件費でございます。そのほか、医薬材料費などの需用費、血液検査、医療機器の保守などの委託料、医療機器のリース料などの使用料及び賃借料が主な支出となっております。

次に3ページをご覧ください。

記載してある円グラフにつきましては、ただ今、説明させていただきました収

入及び支出の構成比を示したものでございます。

収入においては、診療収入が収入の 62.6%となっており、一般会計からの繰入金金が 27.6%となっております。

支出については、人件費が全体の 64.2%となっております。

平成 30 年度につきましては、収入と支出の差が 363 万 1,097 円の黒字となっておりますが、一般会計からの補てんと繰越金を除いた収入と支出の差は、マイナス 2,261 万 346 円となり、これが実質的な赤字額ということになります。これは、平成 29 年度が 2,435 万 2,917 円で行ったので、174 万 2,571 円、赤字額が減額となっております。

4 ページをご覧ください。患者数の推移でございますが、平成 30 年度については 29 年度に対し 711 人の減少となりました。一般外来患者と予防接種件数が減少したことによるものでございますが、健診等の件数は増加しておりますので、引き続き予防医療にも注力しつつ、サービス向上と経営改善を図り、地域医療を確保してまいりたいと考えております。

南高麗診療所勘定については、以上でございます。

続きまして、名栗診療所勘定につきまして説明させていただきます。

インデックス 3 の 1 ページをご覧ください。

概要について申し上げます。

名栗診療所は、地域の人口減少の進行に伴い、患者数も減少傾向にありましたが、平成 30 年度は保険診療の患者数は増加しました。医師の専門性を生かした診療と、各種健診、インフルエンザ等の予防接種に取り組み、患者サービスの向上と経営改善を目指すとともに、地域に密着した診療所経営を行いました。

また、名栗診療所の医師は、県からの派遣医師となっておりますが、地域に根差した利用しやすい診療所として、休診日を減らすように努めているところでございます。

平成 30 年度の外来患者数は、前年度比 92 人減の 4,413 人でした。

次に、収入でございます。平成 30 年度の収入の合計は 6,634 万 7,632 円となっており、平成 29 年度と比較しまして 3.7%の減額となっております。内訳としまして、診療収入 3,956 万 6,725 円、一般会計繰入金 1,972 万 3,000 円、前年度の繰越金などとなっております。

収入については以上でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください、支出でございます。支出の合計は、6,234 万 3,633 円で行いました。総務費の合計が 3,535 万 1,616 円であり、医師、看護師、事務長、各 1 名の正規職員の人件費のほか、施設の維持、管理運営に必要な光熱水費などの需用費、建物警備などの委託料が主な支出となっております。

ざいます。

次に医業費でございます。報酬及び共済費は、非常勤の医師、看護師、事務員の人件費でございます。そのほか、医薬材料費などの需用費、血液検査、医療機器の保守などの委託料が主な支出となつてございます。

次に、3 ページをご覧ください。

先ほどと同様に、収入及び支出の構成比を円グラフで示したものでございませぬ。

収入においては、診療収入が収入の 59.6%となつており、一般会計からの繰入金金が 29.7%となつております。

支出については、人件費が全体の 68.8%となつております。

平成 30 年度につきましては、収入と支出の差が 400 万 3,999 円の黒字となつておりますが、収入のうち繰入金と繰越金を除いた収支の差、実質的な赤字額は 2,180 万 5,149 円となります。これ平成 29 年度が 2,221 万 6,968 円でございましたので、41 万 1,819 円、赤字が減額となつております。

4 ページをご覧ください。患者数の推移でございませぬが、平成 30 年度については 29 年度に対し 92 人の減少となりました。特に予防接種の件数が減少したことによるものでありますが、保険診療、健診等の件数は増加いたしました。今後も、地域に根差した医療機関として、今以上に予防医療にも注力しつつ、サービス向上と経営改善を図り、地域医療を確保してまいりたいと考えております。

説明は以上でございませぬ。